

令和元年度意見報告書

(山口県事業)

令和元年11月19日

山口県公共事業評価委員会

I 審議の概要

1 対象事業

(1)再評価

事業者が実施した20件の対象事業について審議した。

実施理由の内訳は、再評価実施後5年間が経過したことによるものが16件、社会経済情勢等の変化によるものが4件となっている。

事業者が示した対応方針案は、すべて「継続」となっている。

令和元年度再評価対象事業件数

件数	実施理由			事業者の対応方針(案)		
	事業採択後 10年間が経過	再評価実施後 5年間が経過	社会経済情勢 等の変化	継続	見直し継続	中止
20	0	16	4	20	0	0

(2)事後評価

事業者が実施した8件の対象事業について審議した。

事業者の示した対応方針案は、すべて「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」となっている。

2 審議経過

委員会を7回開催し、対象事業を個別に審議した。

また、現地視察を実施し、再評価7件、事後評価3件、計10件について、現地の環境や状況を確認した。

Ⅱ 結論

1 再評価

提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業の必要性や投資効果、進捗状況等について審議を重ねた結果、事業者の示した「継続」との対応方針案はいずれも妥当と判断する。

2 事後評価

提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業効果や改善措置の必要性等について審議を重ねた結果、いずれの事業も事業効果の発現が見られ、事業者が示した「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」との対応方針案は妥当と判断する。

Ⅲ 意見

1 全般事項

(1) 事業実施等について

ア 公共事業は、限られた財源を有効活用し、その効果を確実に発揮する必要があるため、県民サービスの向上、説明責任の観点から、以下のことに配慮すべきである。

事業実施にあたっては、緊急性、必要性及び費用対効果等を厳格に精査するとともに、人口減少など社会経済情勢の変化や、記録的な大雨など自然環境の変化に的確に対応し、柔軟に進める必要がある。

イ 公共事業の推進にあたっては、地元や関係機関の協力が不可欠であることから、以下のことに配慮すべきである。

地元との合意形成、関係機関との計画調整等を綿密に行い、引き続き、早期完成に向けて事業を円滑に推進する必要がある。

ウ 事業費の増加や事業期間の延長を行う事業が見受けられたことから、以下のことに配慮すべきである。

事業計画の策定にあたっては、大幅な費用増や事業期間の延長等が生じないように、現場条件を把握するための適切な事前調査や、関係機関との調整等を十分に行う必要がある。

エ 完了までの期間が長くなっている事業が見受けられたことから、以下のことに配慮すべきである。

事業着手後においても、社会経済情勢の変化等に注意を払い、その状況に応じ、事業計画の見直しを検討するなど柔軟な対応を行うとともに、県民に事業の目的や効果等をわかりやすく説明する必要がある。

オ 事業完了後も、将来にわたって施設の機能や整備効果が発揮し続けられるよう、以下のことに配慮すべきである。

施設の維持管理については、巡視等を適切に行うとともに、地域の人も協力しやすい環境をつくるなど、地域と連携した取組も必要である。

(2) 防災・減災対策について

本年も、全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、今後も予測を超える自然現象による災害が発生することが考えられる。

これらのことを踏まえ、以下のことに配慮すべきである。

県民の生命と財産を守るため、効率的かつ計画的なハード整備に努めるとともに、防災情報の提供や日常における防災意識の向上を図る取組などソフト対策を推進し、これまで以上に防災・減災対策を進める必要がある。

(3) 事業評価手法について

事業評価の実施にあたっては、より適正で客観的な判断ができるよう、以下のことに配慮すべきである。

国が策定したマニュアルに基づく全国統一的な評価に加え、当該事業に対する効果として地域の声などを収集・提示することにより、県民に事業の必要性や効果を明確に説明できるよう努める必要がある。

(4) 環境対策について

従前の生態系や水質、景観等が可能な限り維持されるよう、以下のことに配慮すべきである。

事業の実施にあたっては、事業効果の発現と環境保全との両立を図るという観点から、継続的なモニタリングの結果や幅広い知見等を踏まえ、環境への影響を適切に評価し、最善の対策を講じる必要がある。また、親水性を確保するなど地域住民への配慮についても行う必要がある。

2 個別事業

各事業において、今後留意すべき事項は、以下のとおりである。

(1) 道路事業

昨今、歩行者が犠牲となる交通事故が多発していることを踏まえ、地域の実情を勘案し、歩行者の安全対策に取り組む必要がある。

(2) 河川事業・高潮対策事業

必要な施設の整備を計画的に進めるとともに、地域住民や関係機関と連携したソフト対策の充実を図り、引き続き、防災・減災に努めていく必要がある。

(3) 海岸侵食対策事業

海岸侵食対策事業にあたっては、これまで整備した施設の効果の発現状況を継続的に観測し、その結果を踏まえ、計画規模の見直しをするなど柔軟な対応が必要である。

(4) 公営住宅整備事業

公営住宅の整備にあたっては、入居者のニーズの把握に努めるとともに、災害時の避難やバリアフリー化に配慮した整備を進める必要がある。

(5) 漁港漁場整備事業

荷さばき所整備における事業効果の検証にあたっては、当該漁港における魚価の変動等に加え、周辺漁港の状況についても把握したうえで、適切に実施する必要がある。

令和元年度 再評価対象事業一覧

1 県事業(20事業)

(1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	一般国道491号 下小月バイパス 道路改築事業	変化	継続
2	主要地方道岩国玖珂線 道路改築事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
3	主要地方道防府環状線 道路改築事業	変化	継続
4	主要地方道光柳井線 道路改築事業	変化	継続
5	主要地方道小郡三隅線 交通安全事業	再評価実施後、5年間が経過	継続

(2)山口県 土木建築部 河川課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	西光寺川 広域河川改修事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
2	榎野川 広域河川改修事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
3	大内川 総合流域防災事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
4	馬刀川 総合流域防災事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
5	有帆川 総合流域防災事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
6	荒木川 周防高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
7	田布施川 周防高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
8	切戸川 周防高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
9	前場川 周防高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
10	松谷海岸 侵食対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
11	大河内川ダム 深川川総合開発事業	変化	継続

(3)山口県 土木建築部 港湾課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	小串港 松谷地区 海岸侵食対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
2	柳井港海岸伊保庄地区・宮本地区・岸ノ下地区 海岸高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
3	平生港海岸 田布施地区・平生地区 海岸高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続

(4)山口県 土木建築部 住宅課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	下松・旗岡団地 公営住宅整備事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続

令和元年度 事後評価対象事業一覧

1 県事業(8事業)

(1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	事業期間	事業者の 対応方針(案)
1	一般国道490号 山田バイパス 道路改築事業	H14～H26	改善措置および 再度評価必要なし
2	一般県道妻崎開作小野田線 道路改築事業	H14～H26	改善措置および 再度評価必要なし
3	一般県道山口阿知須宇部線 交通安全事業	H16～H26	改善措置および 再度評価必要なし

(2)山口県 土木建築部 港湾課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	徳山下松港徳山地区 港湾改修事業	H18～H26	改善措置および 再度評価必要なし
2	三田尻中関港中関地区 港湾改修事業	S56～H26	改善措置および 再度評価必要なし

(3)山口県 農林水産部 漁港漁場整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	萩漁港 特定漁港漁場整備事業	H14～H25	改善措置および 再度評価必要なし
2	仙崎漁港 特定漁港漁場整備事業	H14～H25	改善措置および 再度評価必要なし
3	山口北地区 特定漁港漁場整備事業	H17～H23	改善措置および 再度評価必要なし